

平成 30 年度第 4 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 平成 31 年 2 月 1 日（金） 午前 9 時～午後 0 時 5 分

2 場所 立川市役所 2 階 210 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

- ① 立川市駐車場（立川市緑川第五駐車場ほか 3 駐車場）の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【まちづくり部交通対策課】

- ② 立川市自転車等駐車場（立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場ほか 18 有料自転車等駐車場及び立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか 2 有料自転車等駐車場）の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【まちづくり部交通対策課】

- ③ 立川市泉市民体育館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【産業文化スポーツ部スポーツ振興課】

- ④ 立川市第 2 次スポーツ推進計画策定に関する市民アンケートの実施について

【産業文化スポーツ部スポーツ振興課】

- ⑤ 立川市児童館（立川市羽衣児童館（立川市羽衣学童保育所含む）ほか 1 児童館）の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【子ども家庭部子ども育成課】

- ⑥ 学童保育所管理システムの更新について

【子ども家庭部子ども育成課】

- ⑦ 立川市中学校給食管理システムの更新について

【教育部学校給食課】

- ⑧ 就学奨励システムの改修について

【教育部教育支援課】

- ⑨ 人事給与・庶務事務システムの改修について

【行政管理部人事課】

- ⑩ 人事給与システムの改修について

【行政管理部人事課】

- ⑪ 保育料の口座振替処理に関する委託事務の変更について

【子ども家庭部保育課】

- ⑫ 子育てワンストップサービスの導入について

【子ども家庭部子育て推進課】

- ⑬ 生活保護システムの改修について

【福祉保健部生活福祉課】

- ⑭ 地域包括支援センター支援システムの運用開始について

【福祉保健部高齢福祉課】

- ⑮ 基幹系システム（国民年金システム）の改修について

【福祉保健部保険年金課】

- ⑯ 国民健康保険医療費分析及び保険事業業務の外部委託について

【福祉保健部保険年金課】

- ⑰ 公図・評価図・現況図管理システムの改修について

【財務部課税課】

- ⑱ 立川市下水道事業公営企業会計システムの構築について

【環境下水道部下水道管理課】

- ⑲ 粗大ごみ収集インターネット受付システムの構築及び業務委託について

【環境下水道部ごみ対策課】

- (2) その他

4 出席者

- (1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

- (2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：交通対策課長及び交通企画係長

諮問事項②：交通対策課長及び自転車対策係長

諮問事項③：スポーツ振興課長及び管理係長

諮問事項④：スポーツ振興課長及びスポーツ振興係長

諮問事項⑤：子ども育成課長、子ども育成係長及び同係主事

諮問事項⑥：同上

諮問事項⑦：学校給食課長、管理係長及び同係主任

諮問事項⑧：教育支援課長及び管理係長

諮問事項⑨：人事課長及び同課主査

諮問事項⑩：人材育成推進担当課長及び同課主査

諮問事項⑪：保育課長及び保育入園係長

諮問事項⑫：子育て推進課長、手当・医療費給付係長、情報推進課長及び同課主査

諮問事項⑬：生活福祉課庶務係長、保護第三係長及び庶務係主任

諮問事項⑭：高齢福祉課長、在宅支援係長及び同係主任

諮問事項⑮：保険年金課長及び国民年金係長

諮問事項⑯：保険年金課長及び医療給付係長

諮問事項⑰：課税課長、家屋係長、同係主任及び同係主事

諮問事項⑱：下水道管理課長及び庶務係長

諮問事項⑲：ごみ対策課収集係長及びリサイクルセンター係長
[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（まちづくり部交通対策課）

【諮問の概要】

立川市駐車場（立川市緑川第五駐車場ほか3駐車場）の管理運營業務について、平成31年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、民間事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《個人情報管理方法について》

○定期利用者については紙の原簿で管理している。指定管理者は電子データとして入力している。

《指定管理者の事務引継ぎについて》

○新たな指定管理者には、紙の原簿を引き渡す。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：

【諮問の概要】（まちづくり部交通対策課）

立川市自転車等駐車場（立川市立川駅南口立体有料自転車駐車場ほか18 有料自転車等駐車場及び立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場ほか2 有料自転車等駐車場）の管理運営業務について、平成31年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、民間事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《取り扱う個人情報の項目について》

○市内・市外、障害者等と分類して料金を設定しているため、取り扱う個人情報の項目が多くなっている。

《障害者情報の取得について》

○障害者にはカードを提示してもらっただけで、写しはとっていない。

《通学、通勤先情報の必要性について》

○学生と勤め人では料金設定が違うので、学生証を提示してもらっている。また、第2ブロック（西武鉄道各駅）の定期利用者は市内在住、在勤、在学者に限定しているので、通学や通勤先の情報が必要となる。

《他市の状況について》

○料金設定は市によって異なっており、他市の状況は把握していない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：（産業文化スポーツ部スポーツ振興課）

【諮問の概要】

立川市泉市民体育館の管理運営業務について、平成31年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、共同事業体が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《利用者登録と申請書の扱いについて》

○利用者登録は申請書に基づきデータ入力を行い、入力後の申請書は指定管理者が鍵のかかるキャビネットに保管している。

○保管後の利用申請書は指定管理者から市が受け取り、5年間保存した後に廃棄するが、かなりの量になり早めに廃棄することがある。

○保存年限前に廃棄するのは好ましくない。

《利用者登録の抹消について》

○登録カードには3年間の有効期限があり、更新されない場合は登録が抹消される。

《メールアドレスの必要性について》

○メールアドレスの登録は任意で、施設予約で連絡が欲しいという場合に使用している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、指定管理者より提出された体育館利用申請書の保存年限については、管理上適切な保存年限を厳守すること。

諮問事項④：(産業文化スポーツ部スポーツ振興課)

【諮問の概要】

立川市第2次スポーツ推進計画を策定するにあたり、20歳代から70歳以上の市民1,200名に対して郵送によるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

《前回アンケートの実施時期について》

○5年前に実施した。

《10代が対象者でない理由について》

○国の方針として、10代は社会教育の対象者から除いている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

立川市児童館(立川市羽衣児童館(立川市羽衣学童保育所含む)ほか1児童館)の管理運営業務について、平成31年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、特定非営利活動法人及び民間事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《来館者の把握について》

○職員は来館する子どもを把握しており、よく来ているが登録されていない場合は、登録カードを提出するように指導している。児童館の利用者数は職員が把握できる程度の人数である。

《鍵の管理について》

○職員が一覧表にて鍵のチェックをしてから退館している。また、鍵は職員しか立ち入れない事務室内の鍵がかかるキャビネット内に保管している。

《電子データの廃棄について》

○登録者名簿は入れ替わりがあるので、そのつど電子データも廃棄している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

学童保育所管理システムに搭載されている Microsoft Access 2010 がサポート終了となるため、平成 31 年（2019 年）11 月から Internet Explorer 版システムへの更新を外部委託するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(教育部学校給食課)

【諮問の概要】

平成 31 年（2019 年）9 月に立川市中学校給食管理システムを更新することとなり、献立作成のプログラムに変更を加える改修を外部委託するもの

【審議内容】

《プリペイドカードについて》

○各学校の予約機にプリペイドカードを入れると氏名と残額が表示され、予約画面で入力できる。紛失したカードを拾って他人が入力することは可能である。

《システム変更について》

○システムそのものの変更はなく、献立表プログラムがバージョンアップされる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(教育部教育支援課)

【諮問の概要】

特別支援学級在籍の児童・生徒の保護者に就学奨励費を支給する事務において、各小・中学校長に送付する決定通知の宛名を適切に出力できるようにするため、就学奨励システムの改修を外部委託するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(行政管理部人事課)

【諮問の概要】

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、平成32年(2020年)4月から会計年度任用職員制度が導入されることとなり、各担当課が保有する臨時職員に関する任用情報を収集すると共に、人事給与・庶務事務システムの改修を外部委託するもの

【審議内容】

《保存年限について》

○人事に係る書類やデータは法律により保存年限が異なるため「その他」扱いとした。雇用保険に関する書類は4年、労働者名簿は3年などとなっている。

《債権者コードについて》

○給与を支払うときに、会計課が事務処理で使用する管理番号である。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(行政管理部人事課)

【諮問の概要】

平成26年8月15日付けの総務省通知により勤勉手当の基礎額から扶養手当を除外するようとの指導があり、労働組合との協議が整ったため、平成31年4月から適用できるように、人事給与システムに変更を加える改修を外部委託するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑪：(子ども家庭部保育課)

【諮問の概要】

市と都市銀行における保育料の口座振替処理に関する委託事務について、平成31年4月からデータの授受方法をMO（磁気ディスク）の運搬からL GWAN回線を使用したデータ伝送に変更するもの

【審議内容】

《内容の変更について》

○車で運搬からL GWAN回線での伝送となり、内容の変更はない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑫：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

平成31年3月から児童手当、乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度の申請等について、マイナーポータルを通じたオンラインでの手続き等を行うことができるように専用端末（パソコン）を設置するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑬：(福祉保健部生活福祉課)

【諮問の概要】

平成30年9月28日付けの厚生労働省通知により生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づく返還金については、法第77条の2第1項に基づく徴収金として保護費から天引きできることとなり、また、統計処理において項目を追加することとなり、平成31年3月から運用できるように生活保護システムの改修を外部委託するもの

【審議内容】

《プライバシーマークについて》

○プライバシーマークは2年更新で継続することが大事。写しを取得して更新を確認して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、継続した事業者によるシステム更新の際、委託事業者にプライバシーマーク等の取得確認を行うこと。

諮問事項⑭：(福祉保健部高齢福祉課)

【諮問の概要】

これまで市内の地域包括支援センター（6か所）と福祉相談センター（3か所）に導入されていた地域包括支援センター支援システムに、平成31年4月から立川市が加わることとなり、同システムの運用を開始するもの。また、認知症等の理由により本人から個人情報を直接収集できない場合、親族等から収集するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑮：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部が平成31年4月1日に施行されることに伴い、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者について、産前産後期間の国民年金保険料が免除されることとなり、基幹系システム（国民年金システム）の改修を外部委託するもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑯：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）及び立川市国民健康保険保健事業実施計画に基づき被保険者の健康増進及び医療費の適正化を進めるにあたり、被保険者のレセプトデータ等を活用して医療費分析等を行い、糖尿病性腎症重症化予防等の対象者抽出及び対象者に対する保健指導等の事業を民間事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《委託業者について》

○医療費分析に特化した特許を取った専門業者に特命随意契約でお願いする。

《保健指導について》

○はじめは市役所から対象者にお手紙を出す、保健指導は委託業者の保健師が行う。

《レセプトデータについて》

○国民健康保険の対象者全部のレセプトデータを委託業者に渡して分析してもらい、そこから重複受診者などの対象者を抽出して保健指導を行う。

○全部だと莫大な量になりますね。（そのとおりです。）

《包括的な事業委託について》

○これまでは糖尿病性腎症重症化予防指導などの個々の事業について個別に委託していた。しかし、今回は国の方針に従って、医療費分析から保健指導まで包括的に委託する。医療費分析のデータを健康づくりに活かすというのが国の考え方であり、市としては初めての試みである。

《データの保存年限について》

○委託契約が終了したら、データは削除する。

《要配慮個人情報の取扱いについて》

○（事務局）この諮問案件は要配慮個人情報に該当し、より慎重に取り扱う必要がある。レセプトデータの分析については、本人同意がなく法律にも根拠がない。国の方針に基づき医療費分析を専門業者に委託するということだが、個人情報の取扱いは十分に注意して行い、市民への周知を徹底するというところで諮問させていただいた。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑰：（財務部課税課）

【諮問の概要】

現在運用している公図・評価図管理システムについて、平成31年（2019年）8月から土地家屋現況図を更新でき、当該現況図上で課税情報等を閲覧できるようにし、併せて法務局からUSBメモリで受領した登記データを取り込めるようにするシステム改修を外部委託するもの

【審議内容】

《法務局から入手する情報について》

○法務局は登記の表題と所有者部分の情報しか出さない。競売情報は分かるが、

差押え情報は分からない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑱：(環境下水道部下水道管理課)

【諮問の概要】

平成 27 年 1 月の総務大臣通知による要請に基づき、平成 32 年（2020 年）4 月から下水道事業に公営企業会計を適用することとなり、立川市下水道事業公営企業会計システムの構築を外部委託するもの

【審議内容】

《取り扱う個人情報について》

○取り扱うのは臨時職員や個人事業主の個人情報であり、正規職員については財務会計システムから支払額を入手するだけで個人情報は取り扱わない。

《下水道使用料について》

○下水道使用料は東京都水道局に徴収委託をしているので、公営企業会計は徴収金額を扱うだけで、使用者の個人情報は扱わない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑲：(環境下水道部ごみ対策課)

【諮問の概要】

平成 32 年（2020 年）6 月から粗大ごみ収集の受付をインターネット受付システムで行うこととなり、システムの構築・運用及び受付業務を外部委託するもの。また、システムを活用した収集運搬を民間事業者へ外部委託するもの

【審議内容】

《隣家の氏名を扱う理由について》

○申請者が自宅住所を間違える場合があり、場所を特定するために必要となる。インターネット受付で地図が表示できれば、隣家情報は不要となる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

① 立川市個人情報保護条例の改正について

- ・昨年 12 月に条例を改正し、主な改正内容は次のとおり。
- ・定義（第 2 条）に「個人識別符号」と「要配慮個人情報」を追加した。
- ・非開示情報（第 14 条の 2）について詳細な規定を設けた。

② 新年度の開催日程について

- ・第1回 日 時 平成31年（2019年）5月17日（金）午前10時～
 場 所 立川市役所 210 会議室
 内 容 諮問事項審議他

- ・第2回 日 時 平成31年（2019年）7月19日（金）午前10時～
 場 所 立川市役所 210 会議室
 内 容 諮問事項審議他